

令和6年度 諫早市立中学校 部活動(運動部・文化部)の活動方針

スポーツ庁・文化庁 (R4.12)

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるように、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。



長 崎 県 教 育 委 員 会 (R5.3.15)

「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」



諫 早 市 教 育 委 員 会 (R5.10.26)

「諫早市中学校部活動の在り方に関する方針」

本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とし、部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について、示すものである。また、長崎県子育て条例第25条、諫早市教育振興計画で定める第3日曜日の「家庭の日」に最大配慮すると共に以下を重視して、本市の地域、学校、競技種目等に応じた多様な形(拠点校方式含め)で最適に実施されることを目指す。ただし、勝利至上主義を排し、健全育成のものと運営を目指す。

- ア 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- イ 生徒の発達段階に応じた適切な指導が重要であり、「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」を十分に踏まえ、本人の意欲の向上のためにも、競技種目や分野等の特性に応じた適切な休養日及び活動時間を設定する。
- ウ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「令和型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで活力ある生活習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力を涵養するとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- エ 学校全体として、前記ア～ウによる学校部活動の指導・運営に係る体制を構築する。